

會系ノ人物ニテ刻々如斯問題ニハ何等ノ理解ヲ有セザル  
 ル又ハ其ハ自巳ノ調停不調ニテル又職五例ヲ敵視スル  
 カ如ク態度ニ出テ徒ラニ争議ヲ感ルセシムルノ虞ナク  
 非ナルヲ以テ所轄築港警察署長ハ十日五場主ヲ招致  
 シテ妥協解決ノ意アル又ノナリ又否又才質ニタルニ五  
 場主ハ解決ハ要望スル又行懸上行慍ニノ態ニアル者  
 逃ハタルヨリ勞資両者ヲ警察署長ニ於テ會見セシムル  
 ノ感情ヲ去リテ冷靜ニ交渉ヲ重ナルコト一爲シ其旨職  
 五例ニ通シタル職五例又喜ンテ之ヲ承諾シ十  
 二日午後に於テ五場主山村達助及職五例代表者終  
 同盟藤岡文六ハ所轄署長立會ノ下ニ交渉ノ結果  
 午後五時四十分別記條件ニテ圓滿解決ヲ告ケ全職  
 五十八日ヨリ入場就業スルコト決定セリ

右及申(通)報 候也

(3)

大正五年四月廿九日

一 解雇手当ノ件

(予告手当及帰國旅費手当)

- 一 臨時解雇ノ件
  - ハ 二十日以上三十日未満 日給四日分
  - ハ 三十日以上六十日未満 日給十日分
  - ハ 六十日以上一年未満 日給二十日分
  - ハ 一年以上一年以上一年未満 日給三十日分
- 二 公傷手当ノ件
  - 公傷ノ場合ハ金額ヲ支給ス
  - 但シ医師ノ診断ニ依ル期間ニ限ル
- 三 臨時休業ノ件
  - 一日以上三日以内 日給金額
  - 四日以上七日以内 日給四日分ノ三
  - 八日以上十五日以内 日給半額
  - 十六日以上三十日以内 日給三分ノ一